

『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表

新（令和7年4月1日以降適用）

（別紙2－6）

令和7年4月1日以降適用

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の配置要件

別紙2-6

○ 積算業務

技術者の 配置	担当技術者	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する	
資格要件	・技術士(総合技術監理部門－建設) ・技術士(建設部門) ・技術士補(建設部門) ・土木学会特別上級土木技術者 ・土木学会上級土木技術者 ・土木学会1級土木技術者 ・1級土木施工管理技士 ・1級土木施工管理技士補 ・2級土木施工管理技士 ・RCCM(技術士部門と同様の部門)又は同等の資格を有する者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が同等と認める者 ・公共工事の発注者として技術的実務経験を10年以上有する者 ・同種及び類似業務における1件以上の経験を有する者	・技術士(総合技術監理部門－建設) ・技術士(建設部門) ・土木学会特別上級土木技術者 ・土木学会上級土木技術者 ・土木学会1級土木技術者 ・1級土木施工管理技士 ・RCCM(技術士部門と同様の部門)又は同等の資格を有する者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が同等と認める者	

旧（令和6年4月1日以降適用）

（別紙2－6）

令和6年4月1日以降適用

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の配置要件

別紙2-6

○ 積算業務

技術者の 配置	担当技術者	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する	
資格要件	・技術士(総合技術監理部門－建設) ・技術士(建設部門) ・土木学会上級土木技術者 ・土木学会一級土木技術者 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士 ・RCCM(技術士部門と同様の部門)又は同等の資格を有する者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が同等と認める者 ・公共工事の発注者として技術的実務経験を10年以上有する者 ・同種及び類似業務における1件以上の経験を有する者	・技術士(総合技術監理部門－建設) ・技術士(建設部門) ・土木学会上級土木技術者 ・土木学会一級土木技術者 ・1級土木施工管理技士 ・RCCM(技術士部門と同様の部門)又は同等の資格を有する者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が同等と認める者	

『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表

新（令和7年4月1日以降適用）				旧（令和6年4月1日以降適用）			
（別紙2－7） 令和7年4月1日以降適用 土木工事に係る設計・調査等業務委託における 管理技術者及び照査技術者等の配置要件 別紙2-7				（別紙2－7） 令和6年4月1日以降適用 土木工事に係る設計・調査等業務委託における 管理技術者及び照査技術者等の配置要件 別紙2-7			
○ 工事監督支援業務				○ 工事監督支援業務			
技術者の配置	担当技術者 配置する	管理技術者 配置する	照査技術者	技術者の配置	担当技術者 配置する	管理技術者 配置する	照査技術者
資格要件	・技術士(総合技術監理部門－建設) ・技術士(建設部門) ・技術士補(建設部門) ・土木学会特別上級土木技術者 ・土木学会上級土木技術者 ・土木学会1級土木技術者 ・1級土木施工管理技士 ・1級土木施工管理技士補 ・2級土木施工管理技士 ・RCCM(技術士部門と同様の部門)又は同等の資格を有する者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が同等と認める者 ・公共工事の発注者として技術的実務経験を10年以上有する者 ・同種及び類似業務における1件以上の経験を有する者	・技術士(総合技術監理部門－建設) ・技術士(建設部門) ・土木学会特別上級土木技術者 ・土木学会上級土木技術者 ・土木学会1級土木技術者 ・1級土木施工管理技士 ・RCCM(技術士部門と同様の部門)又は同等の資格を有する者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が同等と認める者		資格要件	・技術士(総合技術監理部門－建設) ・技術士(建設部門) ・土木学会上級土木技術者 ・土木学会一級土木技術者 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士 ・RCCM(技術士部門と同様の部門)又は同等の資格を有する者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が同等と認める者 ・公共工事の発注者として技術的実務経験を10年以上有する者 ・同種及び類似業務における1件以上の経験を有する者	・技術士(総合技術監理部門－建設) ・技術士(建設部門) ・土木学会上級土木技術者 ・土木学会一級土木技術者 ・1級土木施工管理技士 ・RCCM(技術士部門と同様の部門)又は同等の資格を有する者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が同等と認める者	

『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表

新（令和7年4月1日以降適用）

（別紙3）

国土交通省登録技術者資格
（管理技術者、照査技術者）

（令和7年4月1日以降適用）

別紙3-1

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格村与手又は手 務を行う者の名称	登録時 期※3	登録番 号
		施設分野	業務	知識・技術を 求める者 ※2				
120	〔二〕計画・調査・設計業務	舗装	計画・調査・設計	管理技術者・照査 技術者	舗装診断士	（一社）日本道路施設業 協会	第10回	第388号
121	〔三〕橋梁型業務	全施設	測量（UAV測量）	管理技術者又は 主任技術者	ドローン測量管理士	（一社）ドローン測量教育 研究機構	第10回	第389号
122	〔一〕点検・診断等業務	水道施設（水道管路施設 を除く）	点検・診断	管理技術者	水道浄水施設管理技士1 級	（公社）日本水道協会	第11回	第392号
123	〔一〕点検・診断等業務	水道施設（水道管路施設 を除く）	点検・診断	管理技術者	水道浄水施設管理技士2 級	（公社）日本水道協会	第11回	第393号
124	〔一〕点検・診断等業務	水道管路施設（バルブ・ その他の管路付属設備 を含む）	点検・診断	管理技術者	水道管路施設管理技士1 級	（公社）日本水道協会	第11回	第394号
125	〔一〕点検・診断等業務	水道管路施設（バルブ・ その他の管路付属設備 を含む）	点検・診断	管理技術者	水道管路施設管理技士2 級	（公社）日本水道協会	第11回	第395号
126	〔二〕計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は 主任技術者	RCRM（上水道及び工業用 水道）	（一社）施設コンサルタン ツ協会	第11回	第397号
127	〔二〕計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は 主任技術者	水道浄水施設管理技士1 級	（公社）日本水道協会	第11回	第398号
128	〔二〕計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は 主任技術者	水道浄水施設管理技士2 級	（公社）日本水道協会	第11回	第399号
129	〔二〕計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は 主任技術者	水道管路施設管理技士1 級	（公社）日本水道協会	第11回	第400号
130	〔二〕計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は 主任技術者	水道管路施設管理技士2 級	（公社）日本水道協会	第11回	第401号
131	〔三〕橋梁型業務	全施設	データ管理 （BIM/CIM）	管理技術者又は 主任技術者	BIM/CIM管理技士	（公財）日本施設情報技 術センター	第11回	第402号

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）」に基づいて、技術者資格登録
簿に登録された資格の一覧です。

- ※1：資格が対象とする区分
：別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2：知識・技術を求める者
：配置可能な技術者（公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要
性が高いもの）
- ※3：登録時期
：（第1回）平成27年1月26日登録、（第2回）平成28年2月24日登録、（第3回）平成28年2月24日登録
（第4回）平成30年2月27日登録、（第5回）平成31年1月31日登録、（第6回）令和2年2月5日登録、（第7回）令和3年2月10日登録
（第8回）令和4年2月22日登録、（第9回）令和5年2月13日登録、（第10回）令和6年2月15日登録、（第11回）令和7年2月14日登録

旧（令和6年4月1日以降適用）

（別紙3）

国土交通省登録技術者資格
（管理技術者、照査技術者）

（令和6年4月1日以降適用）

別紙3-1

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格村与手又は手 務を行う者の名称	登録時 期※3	登録番 号
		施設分野	業務	知識・技術を 求める者 ※2				
120	〔二〕計画・調査・設計業務	舗装	計画・調査・設計	管理技術者・照査 技術者	舗装診断士	（一社）日本道路施設業 協会	第10回	第388号
121	〔三〕橋梁型業務	全施設	測量（UAV測量）	管理技術者又は 主任技術者	ドローン測量管理士	（一社）ドローン測量教 育研究機構	第10回	第389号

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）」に基づいて、技術者資格登録
簿に登録された資格の一覧です。

- ※1：資格が対象とする区分
：別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2：知識・技術を求める者
：配置可能な技術者（公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要
性が高いもの）
- ※3：登録時期
：（第1回）平成27年1月26日登録、（第2回）平成28年2月24日登録、（第3回）平成28年2月24日登録
（第4回）平成30年2月27日登録、（第5回）平成31年1月31日登録、（第6回）令和2年2月5日登録、（第7回）令和3年2月10日登録
（第8回）令和4年2月22日登録、（第9回）令和5年2月13日登録、（第10回）令和6年2月15日登録

『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表

新（令和7年4月1日以降適用）

国土交通省登録技術者資格
(担当技術者)

(令和7年4月1日以降適用)

別紙3-2

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事業を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者※2				
267	【一】点検・診断等業務	小規模洋橋等	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(施設)	(公財)高速道路調査会	第10回	第383号
268	【二】計画・調査・設計業務	地層調査	調査	担当技術者	地層主任調査員資格(地層調査部門)	(公社)全国国土調査協会	第10回	第387号
269	【一】点検・診断等業務	公園施設(樹木)	点検	担当技術者	樹木医	(一財)日本緑化センター	第10回	第390号
270	【一】点検・診断等業務	公園施設(樹木)	診断	担当技術者	樹木医	(一財)日本緑化センター	第10回	第391号
271	【二】計画・調査・設計業務	地層調査	調査	担当技術者	地層調査担い手技術者資格	(一社)日本国土調査調査協会	第10回	第396号

〇ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

- ※1:資格が対象とする区分 :別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2:知識・技術を求める者 :配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3:登録時期 : (第1回)平成27年1月26日登録、(第2回)平成28年2月24日登録、(第3回)平成29年2月24日登録、(第4回)平成30年2月27日登録、(第5回)平成31年1月31日登録、(第6回)令和2年2月5日登録、(第7回)令和3年2月10日登録、(第8回)令和4年2月22日登録、(第9回)令和5年2月13日登録、(第10回)令和6年2月15日登録、(第11回)令和7年2月14日登録

(合計402資格)

>別紙3に、登録番号第390号～第402号の13資格を追加

管理技術者、照査技術者：10資格追加

担当技術者：3資格追加

旧（令和6年4月1日以降適用）

国土交通省登録技術者資格
(担当技術者)

(令和6年4月1日以降適用)

別紙3-2

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事業を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者※2				
267	【一】点検・診断等業務	小規模洋橋等	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(施設)	(公財)高速道路調査会	第10回	第383号
268	【二】計画・調査・設計業務	地層調査	調査	担当技術者	地層主任調査員資格(地層調査部門)	(公社)全国国土調査協会	第10回	第387号

〇ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

- ※1:資格が対象とする区分 :別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2:知識・技術を求める者 :配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3:登録時期 : (第1回)平成27年1月26日登録、(第2回)平成28年2月24日登録、(第3回)平成29年2月24日登録、(第4回)平成30年2月27日登録、(第5回)平成31年1月31日登録、(第6回)令和2年2月5日登録、(第7回)令和3年2月10日登録、(第8回)令和4年2月22日登録、(第9回)令和5年2月13日登録、(第10回)令和6年2月15日登録

(合計389資格)

『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表

新（令和7年4月1日以降適用）

別表

(一)点検・診断等業務

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
公園施設(遊具)	点検	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術
公園施設(樹木)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(樹木)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(樹木)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術
堤防・河道	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
水道施設(水道管路施設を除く)	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	水道施設(水道管路施設を除く)の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	水道施設(水道管路施設を除く)の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
水道管路施設(バルブ・その他の管路付属設備を含む)	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	水道管路施設(バルブ・その他の管路付属設備を含む)の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	水道管路施設(バルブ・その他の管路付属設備を含む)の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
下水道管路施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	下水道管路施設の点検・診断業務を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な点検・診断手法を選定する能力、異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力

旧（令和6年4月1日以降適用）

別表

(一)点検・診断等業務

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
土木機械設備	診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	土木機械設備の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力
公園施設(遊具)	点検	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術
堤防・河道	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
下水道管路施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	下水道管路施設の点検・診断業務を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な点検・診断手法を選定する能力、異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力

『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表

新（令和7年4月1日以降適用）				旧（令和6年4月1日以降適用）			
別表 (二)計画・調査・設計業務				別表 (二)計画・調査・設計業務			
資格が対象とする区分			必要な知識・技術	資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者		施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
都市公園等	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）・業務の技術上の照査を行う者（照査技術者）	都市公園等の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	都市公園等	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）・業務の技術上の照査を行う者（照査技術者）	都市公園等の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力
水道	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者又は主任技術者）	水道の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	河川・ダム	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）・業務の技術上の照査を行う者（照査技術者）	河川・ダムの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
河川・ダム	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）・業務の技術上の照査を行う者（照査技術者）	河川・ダムの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力				
別表 (三)横断型業務				別表 (三)横断型業務			
資格が対象とする区分			必要な知識・技術	資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者		施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
全施設	データ管理（BIM/CIM（複数の土木業務・工事で作成した3次元モデルを統合し、活用する業務をいう。以下この表において同じ。））	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者又は主任技術者）	業務の管理及びデータ管理（BIM/CIM）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	全施設	測量（UAV測量（無人航空機による測量をいう。以下この表において同じ。））	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者又は主任技術者）	UAV測量業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力
全施設	測量（UAV測量（無人航空機による測量をいう。以下この表において同じ。））	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者又は主任技術者）	UAV測量業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力				